

訪問看護師等育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市内の指定訪問看護事業を行う訪問看護ステーションが、職員の研修費用を負担した場合に、当該事業所毎にその経費の一部を補助することにより、在宅医療を支える訪問看護の質の向上とその業務に従事する人材の確保を図る取り組みを支援することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、さいたま市内の指定訪問看護事業を行う訪問看護ステーションとする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費及び補助額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、「訪問看護師等育成支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 申請期間は毎年度4月1日から翌年3月31日までとし、申請回数は1事業所あたり年度1回とする。

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、「訪問看護師等育成支援事業補助金交付決定通知書」(様式第2号)により通知するものとする。

2 理事長は、補助金の交付をしないことに決定したときは「訪問看護師等育成支援事業補助金交付決定通知書(非該当)」(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 理事長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「訪問看護師等育成支援事業補助金交付決定取消通知書」(様式第4号)により、交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を

返還させることができる。

- (1)虚偽その他不正な手続によって交付を受けたと認められるとき。
- (2)交付決定の内容に違反したとき。
- (3)重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4)第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (5)その他、補助金交付の目的が達成されないと理事長が認めるとき。

(暴力団排除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、この補助金の対象としない。

- (1)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2)役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）に該当するものがあるもの。

(関係書類の整備)

第8条 補助金対象事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は事業が完了した日に属する法人の会計年度の終了後、その翌年から5年間保存しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助額
<p>次に定める研修・講座に訪問看護業務に従事する看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、その他の職員（事務員を除く）が研修に参加した際に、事業所が負担した研修費用を補助の対象とする。</p> <p>なお、通信費・手数料・旅費交通費・食費等は補助の対象外とする。</p> <p>【研修・講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問看護に係る知識の研鑽や技術の推進を目的とした研修・講座（オンライン・通信講座を含む） ○ 利用者サービス向上に有用な資格取得のための研修・講座（オンライン・通信講座を含む） ○ 上記研修・講座に必要な教材・図書購入費を含む 	<p>研修費（参加費・受講料・教材費・図書購入費）の実費相当額とする。</p> <p>ただし、1事業所につき3万円を限度とする。</p>

別表第2（第4条関係）

添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修参加報告書（様式第5号） ・ 研修内容及び参加者（事業所もしくは参加者氏名）を確認できる書類 ・ 研修費、受講料の金額の支払いを確認できる書類 ・ 宣誓書（様式第6号） ・ その他理事長が必要と認める書類